

令和 6 年 1 月 15 日

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム  
GAP ファンドプログラム『ステップ1』  
参加者募集要項

(目的)

2024 年 1 月に、東海地域に拠点をおく 16 機関が、Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)プラットフォームとして、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムに採択されました。これは、Tongali プラットフォームが、「ものづくり産業集積地としての基盤を活かした"ディープテックイノベーション"のグローバル拠点形成」を掲げ、未来に繋がる価値を創り、届けることができるトンガった技術を発掘・人材を育成し、技術・イノベーションの観点から描くスマート社会「Tech Innovation Smart Society」を具現化するスタートアップ・エコシステムの実現を目指します。

この取組の一環として、GAP ファンドプログラムを実施します。ここでは、社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させることを目的としており、大学の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、CxO 人材のマッチング、メンタリングプールを活用した支援を実施し、更にはプラットフォーム内で Demo Day を開催し、同プログラムで支援を行った研究開発課題について、エンジェル投資家や VC、将来の提携事業先企業等が参画する活動成果を発表(ピッチを含む)する場を提供します。

この度、以下の内容で令和 5 年度（2023 年度）の GAP ファンドプログラム「ステップ 1」への参加希望者を募集させていただきます。

なお、基礎的な研究への支援、および起業後の企業に対する支援につきましては、本 GAP ファンドプログラムの支援対象となりませんので、ご注意ください

(採択金額・件数等)

○1 件あたりの金額（直接経費※1）：

最大 500 万円

但し、医療系（創薬）（定義については後述）について特別枠を設定し最大 1,000 万円

※1：直接経費に対する 30%の間接経費も配分されます。

○目的

革新的な技術シーズについて以下を目的とする

- －基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げる
- －上記を達成する為、顧客を作るためのトラクション作り、課題と Solution の Fit を検討する

○技術分野：「モノづくり-Deep Tech 他」、「医療系（創薬以外）」および「医療系（創薬）」のいずれかに申請して頂きます。

医療系（創薬以外）：医療分野、介護・福祉分野が対象（詳細は、別紙3を参照してください。）

医療系（創薬）：人間に対する治療薬、創薬プラットフォーム、再生医療等製品が対象（詳細は、別紙3を参照してください。）

モノづくり-Deep Tech 他：上記以外が対象

○採択数：35件程度（申請数の50%程度を想定）

○本資金支援期間（予定）：2024年5月～6月頃 ～ 2025年3月末

○対象大学、研究機関（予定）：15機関（名古屋大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学、三重大学、名城大学、藤田医科大学、名古屋市立大学、静岡大学、浜松医科大学、豊田工業大学、岐阜薬科大学、名古屋工業大学、静岡県立大学、静岡理工科大学、自然科学研究機構）

※金額や採択数につきましては、変更の可能性もあります。

（応募資格等）

・研究代表者として応募できるのは、上記15機関に所属する教職員、学生です（※但し、修士課程、博士課程の学生に限り、学部生は対象とはなりません。また、学生が申請する場合は担当教員との連名で申請してください。）。

・研究代表者が学生（修士・博士課程）の場合、最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円とします。（ステップ1、2については別紙4をご確認下さい。）

・すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者にはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが適えば、申請は可能です。

・詳細につきましては、別紙1の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

（重複実施・応募について）

・過去にTongaliや他のGAPファンドに採択された場合であっても申込可能ですが、一定の制限がありますので、詳細は別紙1の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

・本GAPファンドにつきましては、2024年春頃、「ステップ1」の次フェーズにあたる「ステップ2」を公募する予定です。目的に応じたステップに応募下さい。また詳細は別紙4をご確認下さい。

（資金用途）

研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用となります。純粋な基礎研究用途は不可です。また、既存及び立ち上げたベンチャー企業のため（登記費用や事務所経費等）には使用することはできません。

詳しくは、JST 公募要領（[https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou\\_sucosys.pdf](https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_sucosys.pdf)）のP.56～P.58を確認ください。

### (申請・審査手順)

#### ※申請前提条件

本プログラムへの申請には、仮説検証プログラム（スタンフォード大学で開発されたリーンローンチパッドを用いて、新規事業を立ち上げるための効率的な仮説検証の方法）を受講していること、もしくは仮説検証プログラムに類するプログラムを受講していることが前提条件となります。また、仮説検証プログラムに類するプログラムを受講している場合は、申請時に受講時の成果物を添付頂きます。

#### ① 申請書の入手

本件公募要領が添付してあるホームページに申請書を添付しておりますので、そちらを入手下さい。

#### ② GAP ファンド審査会

- ・申請書を提出して頂きます。
- ・この時点で、申請分野「モノづくり-Deep Tech 他」／「医療系（創薬以外）」／「医療系（創薬）」を選択。
- ・申請書には事業開発、技術開発、体制整備の3つの観点で、ステップ1終了時に達成すべきマイルストーン（達成目標）を設定頂きます。
- ・令和6年2月～3月にかけて審査会を実施します。
  - －申請書を提出頂いた後、書面審査を実施します。書面審査の結果は2月27日(火)以降通知します。
  - －書面審査を通過した申請者は、最終審査である面接審査にお進み頂きます。
- ・15機関の審査員及び外部有識者で構成されるGAP ファンド審査会（守秘義務があります）により、審査を行います。また、審査会は「モノづくり-Deep Tech 他」「医療系（創薬以外）、医療系（創薬）」と分けて実施します。

#### ③ 採択後

採択者には、活動支援金が支給されます。事務局が経営者候補人材（C x O人材）のマッチング機会を提供します。マッチングした後、同C x O人材と定期的に打合せを行い事業、検証を進捗させていただきます。また、事務局が提供する複数回の起業に関する研修を受講頂きます。

支援期間終盤に成果報告会を実施しますので、その場で申請時に設定したマイルストーン（達成目標）を達成したか否かについての評価を行います。

### (提出物・提出先・提出期限)

提出物：申請書様式1、2、3

提出先：大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当  
[tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp)

提出期限：2024年2月5日（月）正午

### (審査の観点)

明確なマイルストーン（達成目標）設定、シーズ・知財の状況、事業性、終了時点での目標達成に向けた実施体制、競合分析等を総合的に評価し審査致します。

### (採択後の会計処理、起業支援など)

本資金の予算科目は研究開発費として分配され、所属する各大学を通し JST に会計報告が行われます。本事業で行われた開発などにより得られた知的財産等の成果は、所属する大学の規程により帰属先が決まります。

(その他)

・採択された課題は、所属機関、部局名、職名、氏名、技術シーズの名称、採択金額を公表する予定です。技術シーズの名称について、公表できる名称も申請書に記入してください。

・以下の JST の公募要領に反する場合には、ご参加いただけない場合もございます。

[https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou\\_su-ecosys.pdf](https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf)

・申請頂いた内容につきましては、守秘義務を課した上で、本事業の協力機関に開示させて頂くことがあります。 以上

(募集要項全体問い合わせ先) ※ご所属の大学窓口にお問い合わせください。

○名古屋大学

スタートアップ推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-559-9682

E-mail : [tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp)

○豊橋技術科学大学

研究推進課 外部資金係

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0532-44-6983

E-Mail : [chizai@office.tut.ac.jp](mailto:chizai@office.tut.ac.jp)

○岐阜大学

研究推進部 研究推進課内

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 058-293-2087

E-mail : [kes-sangk@t.gifu-u.ac.jp](mailto:kes-sangk@t.gifu-u.ac.jp)

○三重大学

研究・地域連携部 社会連携チーム

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 059-231-5549

E-mail : [syakai-t@ab.mie-u.ac.jp](mailto:syakai-t@ab.mie-u.ac.jp)

○名城大学

学術研究支援センター

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL：052-838-2036

E-mail：[sangaku@ccml.meijo-u.ac.jp](mailto:sangaku@ccml.meijo-u.ac.jp)

○藤田医科大学

研究推進本部 産官学連携推進センター

担当 井上・戸次

TEL：0562-93-9866

E-mail：[san-ren@fujita-hu.ac.jp](mailto:san-ren@fujita-hu.ac.jp)

○名古屋市立大学

産学官共創イノベーションセンター

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL：052-853-8308

E-mail：[ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp](mailto:ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp)

○静岡大学

イノベーション社会連携推進機構

スタートアップ事務局 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL：053-478-1713

E-mail：[startup@adb.shizuoka.ac.jp](mailto:startup@adb.shizuoka.ac.jp)

○浜松医科大学

産学連携・知財活用推進センター 担当：天野

TEL：053-435-2230

E-mail：[amanoy@hama-med.ac.jp](mailto:amanoy@hama-med.ac.jp)

○豊田工業大学

研究支援部

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL：052-809-1723

E-mail：[research@toyota-ti.ac.jp](mailto:research@toyota-ti.ac.jp)

○岐阜薬科大学

事務局庶務会計課 政策係担当

TEL : 058-230-8100

E-mail : [syomuk@gifu-pu.ac.jp](mailto:syomuk@gifu-pu.ac.jp)

○名古屋工業大学

産学官金連携機構

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-735-5510

E-mail : [liaison@adm.nitech.ac.jp](mailto:liaison@adm.nitech.ac.jp)

○静岡県立大学

地域・産学連携推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当（芝田・牧田・青島）

TEL : 054-264-5124

E-mail : [renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp)

○静岡理工科大学

総務部 社会連携課 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0538-45-0108

E-mail : [shakai@sist.ac.jp](mailto:shakai@sist.ac.jp)

○大学共同利用機関法人自然科学研究機構

事務局研究協力課研究支援係（産学連携事務担当）

TEL : 03-5425-1318

E-mail : [nins-sangaku@nins.jp](mailto:nins-sangaku@nins.jp)

## 別紙1：研究代表者や技術シーズの要件について

### <研究開発課題の研究代表者の要件について>

※研究開発課題の研究代表者は、審査会への申請時点において、以下の①～⑦の要件を、全て満たすこと。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、所属する国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学 37 共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者、または学生（修士課程、博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。ただし、学部生は対象とはしない。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、以下⑤～⑦が条件となります。

- ⑤ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は原則として不可です。）
- ⑥ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。
- ⑦ 研究開発費は最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円を基本とすること。（ただし必要性がある場合は1,000万円までの支出は可能とします。）（ステップ1、2については別紙4をご確認下さい。）

### <重複実施の制限について>

GAP ファンド審査会への申請に際し、同一の研究代表者は、大学発新産業創出基金事業内のディープテック・スタートアップ国際展開プログラム、起業実証支援、可能性検証（【起業挑戦】の提案）、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）内の起業実証支援、ビジネスモデル検証支援、・SBIR フェーズ1支援、大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題、大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題を同時に実施することはできません（両方に申請することは可能ですが、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択する必要があります）。詳細は JST 公募要領

[https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou\\_su-ecosys.pdf](https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の p.39～p.42  
を参照ください。

<過去採択課題の申請制限について>

R4 年度実施のタイプ A、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト支援型、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) 起業実証支援、大学発新産業創出基金事業 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択されたことのある課題については、申請できません。



別紙2：Q&A

※本 Q & A の内容と JST の公募要領の内容が矛盾する場合は、JST の公募要領の内容が優先されます。

|    |   |
|----|---|
| Q1 | 起業前のテーマに限るといえるのはどういう意味でしょうか？すでにあるスタートアップ企業で始める新しいプロジェクトなら対象になりますでしょうか？  |
| A1 | 既にある企業において行うプロジェクトは対象外です。登記前（起業前）のプロジェクトに限定しています。 <u>また、すでに別のプロジェクトで起業されている場合は、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。</u> |
| Q2 | 知財をすでに取得していることが前提という理解でよろしいでしょうか？   |
| A2 | 取得していることが望ましいですが、必須ではありません。ビジネス優位性という観点で、知財戦略がある方が望ましい場合は多く、出願をご検討ください。なお、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。     |
| Q3 | スケジュールについて研究者の方々に配布できるスライドはございますでしょうか？  |
| A3 | 本要領の（申請・審査手順）をご確認頂くか、詳しくは各機関の窓口にご相談ください。  |
| Q4 | 審査につきまして、①何人の審査員ですか②どこの所属の方ですか③分野ごとに分けるのですか、それとも全分野一括ですか？   |
| A4 | ①及び②審査員の数は最終確定していませんが、プログラム参加者には事前共有させていただく予定です。外部有識者と大学関係者の混成を予定しています。<br>③「モノづくり-Deep Tech 他」と「医療（創薬以外）、医療系（創薬）」につきましては、審査を分けて行います。   |
| Q5 | 本 GAP ファンドプログラムで作製した試作品や、購入した設備（サーバー等）については、起業した法人に移管等可能になりますでしょうか？   |
| A5 | ご所属の大学・研究機関の規定によりますので、別途ご所属先への確認をお願いいたします。  |
| Q6 | 学生が代表者として申請できますでしょうか？   |
| A6 | 学部生はできません。修士課程・博士課程の学生は可能ですが、担当教員の記載が必要です。詳しくは、別紙1の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。ただし、6年制課程の5年生・6年生で、研究室に配属されている学部生は、研究代表者となることができます。       |
| Q7 | 本 GAP ファンドプログラムのチームメンバーには学部の学生を含めても良いのでしょうか？  |
| A7 | 可能です。   |
| Q8 | 経営者人材候補とのマッチングとは具体的に何を指しますか。  |
| A8 | 起業した後に、当該企業の経営を担う候補人材とのマッチングを指します。詳細は採択後に事務局よりご案内します。   |

|     |   |
|-----|---|
| Q9  | 推進費の用途に出てくる「研究担当者」とは、誰のことでしょうか？   |
| A9  | 申請書作成の際に記載いただく「研究開発者」等、実際に研究を行う対象者を指します。本予算で研究担当者の人件費は支出できません。  |
| Q10 | 研究代表者があるベンチャー企業の株主である場合、そのベンチャー企業に試作費を支払うことはできますか？  |
| A10 | 各機関の利益相反の規定によるため各機関の窓口へ問い合わせをお願いいたします。  |
| Q11 | 修士課程の学生なのですが Tongali のアントレプレナーシップ教育プログラムに参加しながら、本 GAP ファンドプログラムに参加することは可能でしょうか？   |
| A11 | 可能です。ただし、学部生はできません。   |
| Q12 | 人件費は出せますか？  |
| A12 | JST 公募要領（ <a href="https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf">https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf</a> ）の P.56～P.58 を確認ください。一部、支出可能です。 |
| Q13 | プロトタイプ作製に係る外注費について、ご説明いただけないでしょうか？  |
| A13 | 外注は可能ですが、そこに研究要素を含むことはできません。  |
| Q15 | 予算の使用範囲について   |
| A15 | JST 公募要領（ <a href="https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf">https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf</a> ）の P.56～P.58 を確認ください。           |
| Q17 | 大学院生が研究中等に発明した技術シーズであっても、大学がその技術シーズの権利を有しているとなれば応募することは可能か？   |
| A17 | 申請可能です。詳しくは、別紙 1 の「研究代表者や技術シーズの要件について」をご確認ください。   |
| Q18 | 仮説検証プログラムを受講していないと応募できませんか？   |
| A18 | 仮説検証プログラムを受講しているか、それに類するプログラムを受講していない限り、応募はできません。   |
| Q19 | 直接経費を特許出願費用に充てることは可能か？  |
| A19 | 一定の条件を満たす場合、特許出願費用については、プログラム推進費から支出可能です。詳細は事務局までお問合せ下さい（採択後、採択者向け説明会にて説明させて頂く予定です）。  |

以上

### 別紙3：「医療系（創薬以外）」「医療系（創薬）」の考え方

#### ○「医療系（創薬以外）」について

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設や居宅等において、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものとして考えられる事業。具体的には、以下（１）～（３）に該当するもの。

#### （１）「医療分野」

- ①【健康管理事業系】健康管理（アプリケーション、機能性食品、サプリメント開発等含む）、医療相談、検査、生体情報解析等に関する事業。
- ②【医療機器開発・支援事業系】医療機器（医薬品医療機器法に定義されるもの）、遠隔医療、電子カルテ、病院向けシステム、データ分析、再生医療、医師教育、矯正器具、治療支援、保険外看護等に関する事業。
- ③【その他】その他、医療分野事業に分類されると思料されるもの。

#### （２）「介護・福祉分野」

##### ①介護・福祉に関する事業

要介護者の見守りやQOL改善、リハビリ・福祉用具開発等に関する事業。

##### ②介護・福祉従事者向け業務支援事業

介護・福祉に係る計画や記録の作成支援ツール等に関する事業。

（３）上記の内、医療・看護・薬剤師・福祉分野などの人材紹介プラットフォームや、病院・クリニック等の検索アプリ、医療ツーリズムプラットフォーム、疾患別コミュニティプラットフォーム、高齢者向けアパレル、高齢者・要介護者等のモビリティなどは除く。

#### ○「医療系（創薬）」について

- ①医薬品開発に関する事業：各種モダリティー（低分子や天然物、中分子、抗体、核酸、たんぱくなど）で、具体的な候補医薬品（物質特許）を持っているのが前提で、それを開発するのが基本の事業
- ②新規創薬技術に関する事業（医薬品を創出する、付加価値を生み出す技術）：ターゲット分子の探索技術、医薬品の探索技術、スクリーニング技術や最適化技術、製剤、DDS技術、製造技術などの事業
- ③人又は動物の細胞に培養等の加工を施したものであって、「身体の構造・機能の再建・修復・形成するもの」「疾病の治療・予防を目的として使用するもの」、および遺伝子治療を目的として、人の細胞に導入して使用するもの

以上

別紙4 「ステップ1」「ステップ2」への応募について

(ステップ2について)

・「ステップ1」の次フェーズにあたる「ステップ2」を2024年春頃公募（採択資金利用可能時期は2024年秋）予定です（ステップ2概要については、以下をご参照下さい）。

・今回「ステップ1」に採択された案件については、2024年春募集予定の「ステップ2」へ応募できません。

・自身のフェーズに適合したステップへ申請してください。

|                     | ステップ1  | ステップ2  |
|---------------------|--|--|
| 通常枠の最大採択金額<br>(特別枠) | 500万円<br>(1,000万円)   | 6,000万円<br>(1億円)   |
| 目的・対象               | 革新的な技術シーズについて<br>・顧客を作るためのトラクション作り<br>・課題とSolutionのFitを検討し、ビジネスとしての可能性を評価する。 | 本格的にSU組成を目指す。<br>・ビジネスとしての可能性評価<br>・PoCを固めていくステージとして、Product/Market Fit (PMF) の設計を目指す。 |
| 技術分野                | 医療系（創薬以外、創薬）：医療分野、創薬分野、介護・福祉分野<br>モノづくり-Deep tech系：上記以外全ての分野                 |  |
| 実施期間                | 2024年5月～6月頃 ～ 2025年3月末   | 最大3年（1年毎に継続可否の審査有）   |
| 採択件数（合計）            | 年間 35～50件程度  | 年間 6件程度  |
| 応募資格等               | 研究代表者は、15機関に所属する教職員、学生（博士、修士課程相当の学生に限る）                                      |  |
|                     | 仮説検証プログラム等の事前研修の受講   | VC等事業化推進機関の参画が必要   |
| 申請制限                | R4実施タイプA、START（プロジェクト支援型）、START（起業実証支援）、D-Globalの過去採択シーズでの申請不可               | START（プロジェクト支援型）、START（起業実証支援）、D-Globalの過去採択シーズでの申請不可                                  |
| インキュベーションプログラム      | ・起業化に向けたセミナー<br>・経営人材マッチング、等   | ・事業化推進機関を中心としたメンタリング<br>・海外研修プログラム、・経営人材マッチング 等  |